

○飯塚市行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する要綱

平成27年7月27日

飯塚市告示第283号

(趣旨)

第1条 この告示は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号。以下「法」という。)に定める行旅病人及び行旅死亡人の取扱いについて定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行旅病人 法第1条第1項に規定する行旅病人及び次に掲げる者

ア 行旅者であって、飢えにより歩行ができなくなったもの

イ 手当を必要とする行旅中の妊産婦であって、その手段を有しないもの

ウ 行旅者又は住所及び居所を有しない者若しくは明らかでない者であって、引取者がなく、かつ、警察官により救護の必要があると認められて引き渡されたもの

(2) 行旅死亡人 法第1条第1項の行旅死亡人及び同条第2項の規定により行旅死亡人とみなされる者並びに引取者のない死胎

(扶養義務者等への引取通知)

第3条 市長は、行旅病人若しくはその同伴者又は行旅死亡人の同伴者(以下「被救護者」という。)を救護したときは、遅滞なく被救護者の扶養義務者又は同居の親族に対し、引取期間を指定し、かつ、被救護者の状況を付して通知するものとする。

2 前項の規定により引取りを行うべき旨を通知した被救護者の扶養義務者又は同居の親族が被救護者を引取る必要がなくなったときは、直ちにその旨を通知するものとする。

(領事への通知)

第4条 市長は、外国人である行旅病人、行旅死亡人又はそれらの同伴者に対し救護等を行ったときは、その所属国領事に通知し、引取り等について協力を求めるものとする。

(留置救護)

第5条 市長は、被救護者が重症等の特別の事情により被救護者の扶養義務者又は同居の親族が第3条第1項の通知により指定した期間内に被救護者を引取ることができない場合には、被救護者又は引取りを行うべき者からの請求により、相当

の期間を指定して被救護者の留置救護を行うものとする。

- 2 被救護者又は引取りを行うべき者が前項の請求をしない場合であっても、市長が必要と認めたときは、同項の措置を行うものとする。

(送還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族に被救護者を送還するものとする。

- (1) 被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族が指定期間内に被救護者を引取らないとき。
- (2) 被救護者又は引取りを行うべき者から留置救護の請求があった場合において、相当の事情があると認められないとき。
- (3) 市長が留置救護を行う必要がないと認めたとき。

(県に対する通知)

第7条 市長は、被救護者の扶養義務者又は同居の親族がいないとき、又は明らかでないとき、その他被救護者の引取者がいないときは、被救護者の状況を付して、県に対し被救護者の引取りを行うべき旨を通知するものとする。

(施設等への委託)

第8条 市長は、被救護者の救護を適当な施設又は私人に委託するものとする。

(費用弁償請求手続)

第9条 市長は、救護に要した費用の弁償を被救護者若しくは扶養義務者に請求するとき、又は行旅死亡人の取扱いに要した費用の弁償を相続人若しくは行旅死亡人の扶養義務者に請求するときは、市が支弁した費用の計算書を添付するとともに、納入期限を指定するものとする。

(県への請求)

第10条 被救護者からの救護費用の弁償がなされていない場合であって、扶養義務者がいないとき、又は明らかでないとき、その他扶養義務者から救護費用の弁償を得ることができないときは、市が支弁した費用の計算書を付して、県に対して費用の弁償を請求するものとする。

(公告期間)

第11条 市長は、法第9条の規定により告示するときは、30日以上これを掲示するものとする。

(通知事項)

第12条 市長は、行旅死亡人に関して相続人又は扶養義務者若しくは同居の親族に通知するときは、行旅死亡人の状況、相貌その他本人の認識に必要な事項を通知

するものとする。

(遺留物件の処分)

第13条 市長は、行旅死亡人の取扱いに要した費用は、その遺留の金銭又は有価証券をもってこれに充て、これをもってしても足りない場合であって、相続人及び扶養義務者がいないとき、又は明らかでないときは、最初に告示を行った日から起算して60日以上経過した後、行旅死亡人の遺留品を売却してその費用に充てるものとする。

2 市長は、法第9条の規定による告示を行わなかった者及び告示後相続人又は扶養義務者が明らかになった者については、その取扱いに要した費用の弁償を得られなかった場合に、直ちにその遺留物品を売却するものとする。

3 市長は、前2項の規定により遺留物品を売却する限度額は、その取扱いに要した費用の弁償額に達するまでとする。

4 市長は、有価証券及び見積価格が5万円以下の物件については、競売に付することなくこれを処分するものとする。

5 市長は、行旅死亡人の遺留物品を売却してもなお費用の弁償額に足りないときは、県に対して計算書を付してその不足額を請求するものとする。

(繰替支弁費用)

第14条 市長が、被救護者の救護又は行旅死亡人の取扱いを行った場合に、市費をもって一時繰替支弁を行う費用の範囲は、県が定めるところによるものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。